

景観への影響が大きい建築計画等への対応策について（事前協議制度のスキーム）

1 制度の概要

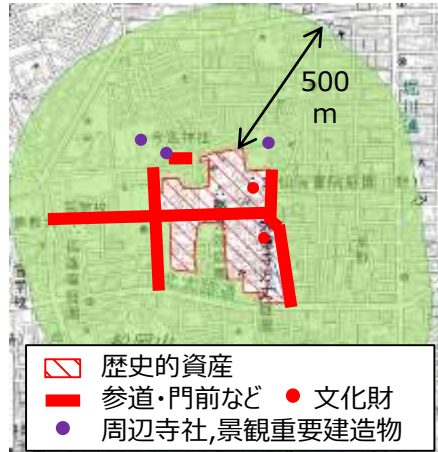
歴史的資産の敷地内やその周辺における景観への影響が大きい計画等に対して、計画の構想段階で、事前協議や専門家（景観アドバイザー）を交えた協議の場を設けることにより、事業者等と「歴史的資産の価値性・意味性及び周辺の社会性・状況性を共有」し、議論するための体制を構築する。

以上により、歴史的景観に関する価値・意味等について積極的に対話し、情報更新・共有することにより、歴史的資産と周辺との関係性から、継承すべき意味・価値を考慮した新たなまちづくりを目指し、地域特性に応じたデザインを、継続的に創出し続ける。

対象となる事業計画

可視性・視認性（コアとの関係）を中心とした範囲設定
外部から社殿・伽藍・塔頭等が見える範囲
内部から見える市街地や門前等を見通せる範囲

〈対象範囲イメージ図〉



歴史的資産の敷地内及びその周囲500mの範囲内における（想定）、以下①～③のいずれかの計画

- ① 大規模な計画
- ② 歴史的資産の敷地内での事業計画
- ③ 歴史的資産と関係性が強い場所（山門、門前・参道等）に隣接するなど、特に歴史的資産との調和が必要なもの

コア別基礎調査 寺社関係者等との協議・対話等

社会性・状況性（コアを取り巻く状況）を加味した運用

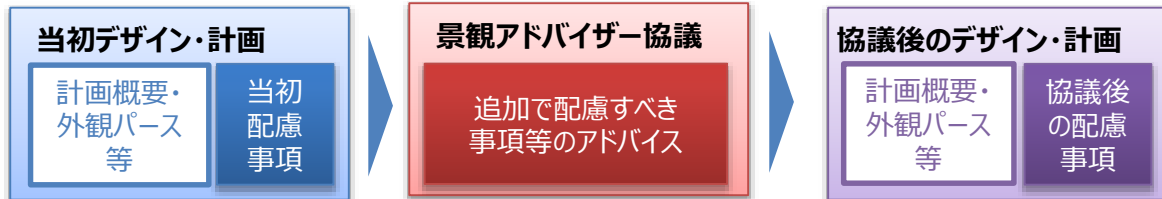
関連寺社の集積、社家町や門前町等の景観が形成
参道の位置づけ、祭事の維持、寺社関連の地域組織の存在

歴史的資産と周辺の関係性を読み解くことで、必要な「規制」と「支援」を実施

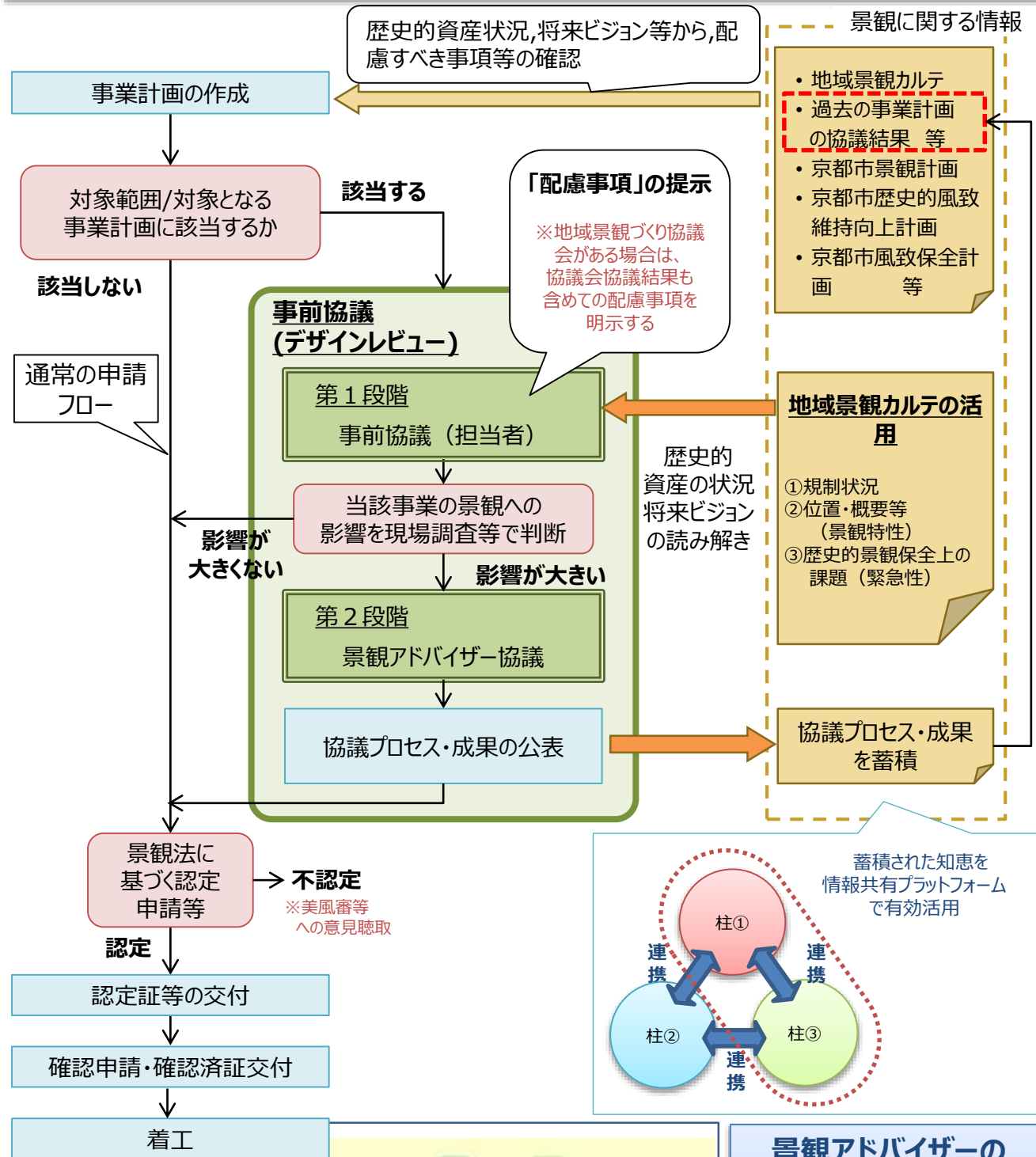
運用の概要

- 上記の対象となる事業計画は、景観法に基づく認定申請等の前に「事前協議」を行う。
- 事業者は、「地域景観カルテ（仮称）」を読み解き、その上で地域特性に応じたデザインとして配慮した点を「配慮事項」として提示する。
- 【第1段階】として市担当者との協議を行い、特に景観への影響が大きいと判断した場合は、【第2段階】として専門家（景観アドバイザー）による協議を経ることとする。
- 【第2段階】の専門家による協議を行った場合は、協議結果を公表する

「公表内容のイメージ ～当初案・アドバイス内容・計画の公表～」



2 運用のフロー図（イメージ）



景観アドバイザーの専門分野構成（案）

- 歴史・文化財
- 歴史建築
- 町並み
- 宗教関係
- 樹木

⇒協議事案の特性に応じて、分野をベストミックス